

令和5年名張市議会定例会

令和6年3月定例議会提出議案（1）

名 張 市

議案
番号

目 次

5 8	令和6年度名張市一般会計予算について	5
5 9	令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	6
6 0	令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算について	7
6 1	令和6年度名張市国民健康保険特別会計予算について	8
6 2	令和6年度名張市介護保険特別会計予算について	9
6 3	令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計予算について	1 0
6 4	令和6年度名張市国津財産区特別会計予算について	1 1
6 5	令和6年度名張市病院事業会計予算について	1 2
6 6	令和6年度名張市水道事業会計予算について	1 3
6 7	令和6年度名張市下水道事業会計予算について	1 4
6 8	名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
6 9	名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	2 0
7 0	伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例 の制定について	2 6
7 1	地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例の制定について	2 8
7 2	名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	3 2
7 3	名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
7 4	名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	5 0
7 5	名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について	5 3
7 6	名張市子ども条例の一部を改正する条例の制定について	7 0

77	名張市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
78	名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	75
79	名張市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	79
80	名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の制定について	86
81	名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	159
82	名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	162
83	名張市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	169
84	名張市立看護専門学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	171
85	名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を 廃止する条例の制定について	173
86	伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置について	175
87	伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設 置について	179
88	地方独立行政法人名張市立病院定款の制定について	183
89	公の施設の指定管理者の指定について（名張市営住宅等）	189
90	市道路線の認定について	190
91	令和5年度名張市一般会計補正予算（第9号）について	192
92	令和5年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について	193
93	令和5年度名張市東山墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）について	194
94	令和5年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	195
95	令和5年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	196
96	令和5年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	197
97	令和5年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第2号）について	198

98	令和5年度名張市病院事業会計補正予算（第2号）について	199
99	令和5年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について	200
100	令和5年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）について	201

議案第 58 号

令和6年度名張市一般会計予算について

令和6年度名張市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北 川 裕 之

議案第 59 号

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 60 号

令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算について

令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 61 号

令和6年度名張市国民健康保険特別会計予算について

令和6年度名張市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 62 号

令和6年度名張市介護保険特別会計予算について

令和6年度名張市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 63 号

令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 64 号

令和6年度名張市国津財産区特別会計予算について

令和6年度名張市国津財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 65 号

令和6年度名張市病院事業会計予算について

令和6年度名張市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 66 号

令和6年度名張市水道事業会計予算について

令和6年度名張市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 67 号

令和6年度名張市下水道事業会計予算について

令和6年度名張市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 68 号

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の規定を整備するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
号	手数料の種類	金額	号	手数料の種類	金額
1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付	1通 450 につき 円	1	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスク</u> をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通 450 につき 円
2	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係</u>	<u>1件 400</u> <u>につき</u> <u>円</u>			

	<p>る戸籍電子証明書 の請求が同項の規 定により同項に規 定する電子情報処 理組織を使用する 方法により行われ た場合に限る。)) における当該発行 及び戸籍電子証明 書提供用識別符号 の発行に係る戸籍 電子証明書の請求 を行う者が同時に 当該戸籍電子証明 書が証明する事項 と同一の事項を証 明する戸籍の謄本 若しくは抄本又は 戸籍証明書の請求 を行う場合におけ る当該発行を除 く。)</p>						
<u>3</u>	<p>除籍の謄本若しく は抄本又は除籍証 明書の交付</p>	<p>1通 につ き</p>	<p>750 円</p>	<u>2</u>	<p>除籍の謄本若しく は抄本又は磁気デ ィスクをもって調 製された戸籍に記 録されている事項 の全部若しくは一 部を証明した書面 の交付</p>	<p>1通 につ き</p>	<p>750 円</p>
<u>4</u>	<p>除籍電子証明書提 供用識別符号の発 行（情報通信技術 を活用した行政の</p>	<p>1件 につ き</p>	<p>700 円</p>				

	<p>推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>				
5 ・ 二	略	略 略	3 ・ 二	略	略 略

<u>6</u>				<u>4</u>			
<u>7</u>	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍の届書その他の書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付	1通 につき	350 円	<u>5</u>	戸籍の届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	1通 につき	350 円
<u>8</u>	略	略	略	<u>6</u>	略	略	略
<u>9</u>	戸籍の届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件 につき	350 円	<u>7</u>	戸籍の届書その他の書類の閲覧	書類 1件 につき	350 円
<u>10</u> ～ <u>13</u>	略	略	略	<u>8</u> ～ <u>11</u>	略	略	略
<u>14</u> ～ <u>40</u>	略	略	略	<u>12</u>	削除		
				<u>13</u> ～ <u>39</u>	略	略	略

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 69 号

名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

本市における手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的として、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下この号において同じ。）並びに三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は本市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は

保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(11) 電子情報処理組織 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料、手数料、雑入その他の歳入の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該歳入の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報処理技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」

とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこ

とが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって、当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる当該市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(名張市行政手続条例の一部改正)

2 名張市行政手続条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他の申請の内容</u>から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p>	<p>(理由の提示)</p> <p>第8条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p>

議案第 70 号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定について

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村において、共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定することを目的として、地方自治法第252条の7第1項の規定により、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を共同設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例
(設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、構成市町村が共同して設置する同法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 71 号

地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例の制定について

地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方独立行政法人法第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会の設置について、その権限に属させられた事項、組織及び委員その他必要な事項を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人名張市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の権限に属させられた事項、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、名張市立病院の業務に関し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画に関する事項
- (2) 法第28条第1項の規定による業務の実績の評価に関する事項（同項第2号に定める事項に係るものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、医療業務又は病院経営に関し優れた識見を有する者、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略 略	略	略	略 略	略
名張市立病院在り方検討委員会委員	略 略	略	名張市立病院在り方検討委員会委員	略 略	略
<u>地方独立行政法人名張市立病院評価委員会委員長</u>	<u>且 10,000円</u>	<u>別表第3</u>			
<u>地方独立行政法人名張市立病院評価委員会委員</u>	<u>且 7,000円</u>	<u>別表第3</u>			

略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---

議案第 72 号

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用している本条例の規定を整理するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる執行機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>のうち、前項本文の規定により生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報</u>をいう。以下同じ。）を利用することが</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる執行機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができるときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>のうち、前項本文の規定により生活保護関係情報（<u>法別表第2に規定する生活保護関係情報</u>をいう。以下同じ。）を利用することができる事務を処理するために必要な限度で、当該生活保護関係情</p>

できる事務を処理するために必要な限度で、当該生活保護関係情報に相当する生活困窮外国人の保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う同法の取扱いに準じた保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5 略

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 略

(2) 市の機関が、他の市の機関に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の市の機関が当該利用特定個人情報を提供するとき。

2 略

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	名張市医療費の助成に関する条例（平成13年条例第17号）の規定による医療費の助成	地方税関係情報 （ <u>地方税法</u> （ <u>昭和25年法律第226号</u> ）

報に相当する生活困窮外国人の保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第114号）の取扱いに準じた保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

5 略

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 略

(2) 市の機関が、他の市の機関に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の市の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 略

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	名張市医療費の助成に関する条例（平成13年条例第17号）の規定による医療費の助成	地方税関係情報 （ <u>法別表第2に規定する地方税関係</u>

	(以下単に「医療費の助成」という。)のうち、心身障害者(同条例第2条第1号に規定する心身障害者をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務	<u>その他の</u> <u>地方税に</u> <u>関する法</u> <u>律に基づ</u> <u>く条例の</u> <u>規定によ</u> <u>り算定し</u> <u>た税額又</u> <u>はその算</u> <u>定の基礎</u> <u>となる事</u> <u>項に關す</u> <u>る情報</u> <u>をいう。</u> <u>以下同</u> <u>じ。)</u> <u>であつて</u> <u>規則で定</u> <u>めるもの</u>
		<u>医療保険</u> <u>給付關係</u> <u>情報(国</u> <u>民健康保</u> <u>險法(昭</u> <u>和33年法</u> <u>律第192</u> <u>号)又は</u> <u>高齢者の</u> <u>医療の確</u> <u>保に關す</u> <u>る法律</u> <u>(昭和57</u> <u>年法律第</u> <u>80号)に</u> <u>よる医療</u>

	(以下単に「医療費の助成」という。)のうち、心身障害者(同条例第2条第1号に規定する心身障害者をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務	<u>情報</u> <u>をい</u> <u>う。</u> <u>以下</u> <u>同じ。)</u> <u>であつて</u> <u>規則で定</u> <u>めるもの</u>
		<u>医療保険</u> <u>給付關係</u> <u>情報(法</u> <u>別表第2</u> <u>に規定す</u> <u>る医療保</u> <u>險給付關</u> <u>係情報</u> <u>をいう。</u> <u>以下同</u> <u>じ。)</u> <u>であつて</u> <u>規則で定</u> <u>めるもの</u>

		<p>に関する 給付の支 給又は保 険料の徴 収に関す る情報を いう。以 下同じ。） であって 規則で定 めるもの</p>
		略
		<p>障害者関 係情報 （身体障 害者福祉 法（昭和 24年法律 第283号） による身 体障害者 手帳、精 神保健及 び精神障 害者福祉 に関する 法律（昭 和25年法 律第123 号）によ る精神障 害者保健 福祉手帳 又は知的</p>

		略
		<p>障害者関 係情報 （法別表 第2に規 定する障 害者関係 情報をい う。以下 同じ。） であって 規則で定 めるもの</p>

		<p><u>障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。</u> 以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>
		略
2	医療費の助成のうち、1人親家庭等の母（名張市医療費の助成に関する条例第2条第2号に規定する1人親家庭等の母をいう。以下同じ。）、1人親家庭等の父（同条第3号に規定する1人親家庭等の父をいう。以下同じ。）及び1人親家庭等の児童（同条第4号に規定す	略
市長	<p>児童扶養手当関係情報（<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報</u>をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>	

		略
2	医療費の助成のうち、1人親家庭等の母（名張市医療費の助成に関する条例第2条第2号に規定する1人親家庭等の母をいう。以下同じ。）、1人親家庭等の父（同条第3号に規定する1人親家庭等の父をいう。以下同じ。）及び1人親家庭等の児童（同条第4号に規定す	略
市長	<p>児童扶養手当関係情報（<u>法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報</u>をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの</p>	

	る1人親家庭等の児童をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務	特別児童扶養手当関係情報 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。)であって規則で定めるもの
		略
略	略	略
4 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関

	る1人親家庭等の児童をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務	特別児童扶養手当関係情報 (法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。)であって規則で定めるもの
		略
略	略	略
4 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事	法別表第2の26の項特定個人情報欄に掲げる特定個人情報 (市長が情報提供者(法第19条第8号に規定

務（以下「生活困窮外国人の保護関係事務」という。）	係情報であって規則で定めるもの	務（以下「生活困窮外国人の保護関係事務」という。）	する情報を提供者をいう。以下同じ。）
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの		となるものに限る。）
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの		
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又		

は国民年
金法等の
一部を改
正する法
律（昭和
60年法律
第34号）
附則第97
条第1項
の福祉手
当の支給
に関する
情報であ
って規則
で定める
もの

母子保健
法（昭和
40年法律
第141号）
による養
育医療の
給付又は
養育医療
に要する
費用の支
給に関す
る情報で
あって規
則で定め
るもの

児童手当
法（昭和
46年法律

第73号)
による児
童手当又
は特例給
付（同法
附則第2
条第1項
に規定す
る給付を
いう。）
の支給に
関する情
報であつ
て規則で
定めるも
の

中国残留
邦人等の
円滑な帰
国の促進
並びに永
住帰国し
た中国残
留邦人等
及び特定
配偶者の
自立の支
援に関す
る法律
（平成6
年法律第
30号）に
よる支援
給付又は

		<u>永住帰国旅費、自立支度金、配偶者支援金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>				
		<u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u>				
		<u>障害者の日常生活及び社会生活を総</u>				

		<u>合的に支</u> <u>援するた</u> <u>めの法律</u> <u>(平成17</u> <u>年法律第</u> <u>123号) に</u> <u>よる自立</u> <u>支援給付</u> <u>の支給に</u> <u>関する情</u> <u>報であつ</u> <u>て規則で</u> <u>定めるも</u> <u>の</u>
--	--	---

--	--	--

別表第2 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	<u>学校保</u> <u>健安全</u> <u>法(昭</u> <u>和33年</u> <u>法律第</u> <u>56号)</u> <u>による</u> <u>医療に</u> <u>要する</u> <u>費用に</u> <u>ついて</u> <u>の援助</u> <u>に關す</u> <u>る事務</u> <u>であつ</u> <u>て規則</u> <u>で定め</u>	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第2 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	<u>法別表</u> <u>第1の</u> <u>27の項</u> <u>の主務</u> <u>省令で</u> <u>定める</u> <u>事務</u>	市長	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの

	<u>るもの</u>		児童扶養 手当関係 情報であ って規則 で定める もの				児童扶養 手当関係 情報であ って規則 で定める もの
2 市 長	生活困 窮外国 人の保 護関係 事務	教育 委員 会	<u>学校保健 安全法に よる医療 に要する 費用につ いての援 助に関す る情報で あって規 則で定め るもの</u>	2 市 長	生活困 窮外国 人の保 護関係 事務	教育 委員 会	<u>法別表第 2の26の 項特定個 人情報の 欄に掲げ る特定個 人情報(教 育委員会 が情報提 供者とな るものに 限る。)</u>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 73 号

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料の額を引き上げるため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第2条関係）消防法（昭和23年法律第186号）関係					別表第2（第2条関係）消防法（昭和23年法律第186号）関係				
号	手数料を徴収する事務	区分		金額	号	手数料を徴収する事務	区分		金額
略	略	略		略	略	略	略		略
3	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	略	略	略	3	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	略	略	略
		オ	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>1,450,000円</u>			オ	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>1,180,000円</u>

	タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	<u>1,720,000円</u>		タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	<u>1,410,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	<u>1,920,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	<u>1,590,000円</u>
		危険物の貯蔵最大	<u>2,360,000円</u>			危険物の貯蔵最大	<u>1,950,000円</u>

数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	
危険物の 貯蔵最大 数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>2,740,</u> <u>000円</u>
危険物の 貯蔵最大 数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>5,640,</u> <u>000円</u>
危険物の 貯蔵最大 数量が 300,000 キロリッ トル以上	<u>7,240,</u> <u>000円</u>

数量が 50,000キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	
危険物の 貯蔵最大 数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>2,270,</u> <u>000円</u>
危険物の 貯蔵最大 数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	<u>4,550,</u> <u>000円</u>
危険物の 貯蔵最大 数量が 300,000 キロリッ トル以上	<u>5,820,</u> <u>000円</u>

			400,000 キロリッ トル未満 のもの				400,000 キロリッ トル未満 のもの	
			危険物の 貯蔵最大 数量が 400,000 キロリッ トル以上 のもの	<u>8,790,</u> <u>000円</u>			危険物の 貯蔵最大 数量が 400,000 キロリッ トル以上 のもの	<u>7,070,</u> <u>000円</u>
		略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略		略	略	略
備考 略					備考 略			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 74 号

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

建築基準法施行令の一部改正により、大規模な修繕又は大規模な模様替に関する制限の緩和に係る認定の制度が設けられることに伴い、当該認定の申請に係る審査手数料の規定を整備するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第2条関係）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係				別表第3（第2条関係）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係			
号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
略	略	略	略	略	略	略	略
15	略	略	略	15	略	略	略
16	<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>				

1	<u>建築基準</u>	<u>形態の変</u>	<u>27,000円</u>					
7	<u>法施行令</u>	<u>更を伴わ</u>						
	第137条	<u>ない大規</u>						
	の12第7	<u>模の修繕</u>						
	項の規定	<u>又は大規</u>						
	に基づく	<u>模の模様</u>						
	<u>形態の変</u>	<u>替に關す</u>						
	<u>更を伴わ</u>	<u>る制限の</u>						
	<u>ない大規</u>	<u>緩和に係</u>						
	<u>模の修繕</u>	<u>る認定申</u>						
	<u>又は大規</u>	<u>請手数料</u>						
	<u>模の模様</u>							
	<u>替に關す</u>							
	<u>る制限の</u>							
	<u>緩和に係</u>							
	<u>る認定の</u>							
	<u>申請に対</u>							
	<u>する審査</u>							

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 75 号

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</p>

の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉

子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児

法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次のア、イ（本市以外の市町村（特別区を含む。）から教育・保育給付認定を受けた教育・保育給付認定保護者である場合にあつては、ウ）又はエに掲げるものを除く。）に要する費用

童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次のア、イ（本市以外の市町村（特別区を含む。）から教育・保育給付認定を受けた教育・保育給付認定保護者である場合にあつては、ウ）又はエに掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。ウ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 略

ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下ウにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。ウ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 略

ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下ウにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

エ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に定めるもの

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

エ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に定めるもの

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令

第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに

第63号) 第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならぬ。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」

どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ウ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ウ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定

利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ウ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ウ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定

により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ウ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ウ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ウ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ウ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、名張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる

就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条

小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込み

第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込み

係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前

係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4

項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費

項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費

を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（電磁的記録等）

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に

を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（電磁的記録等）

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に

係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 76 号

名張市子ども条例の一部を改正する条例の制定について

名張市子ども条例（平成18年条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

他の関係する計画との整合を図ることを目的として、本条例に基づく基本計画の計画期間を5年間とするほか、子どもの定義に係る規定について、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市子ども条例の一部を改正する条例

名張市子ども条例（平成18年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 名張市で育つ<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u>にある者をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(基本計画)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 基本計画は、策定後<u>5年ごと</u>に、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 名張市で育つ<u>18歳以下の</u>者をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(基本計画)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 基本計画は、策定後<u>3年ごと</u>に、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第20条第3項の規定は、同日以後に策定する基本計画について適用する。

議案第 77 号

名張市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市斎場の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

名張市斎場の使用料の区分について、市内の区分を適用する場合に係る規定を整備するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

名張市斎場の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>死体、<u>霊安室及び待合室（死体について火葬棟を使用する場合に限る。）</u>に係る「市内」とは、死亡者が、<u>死亡時に名張市の住民基本台帳に登録されている者（死亡者が死産児である場合にあっては、その父又は母が、死産時に名張市の住民基本台帳に登録されている者）である場合をいい、「市外」とは、これ以外の場合をいう。</u></u></p> <p>2 <u>身体の一部、<u>小動物及び待合室（身体の一部又は小動物について火葬棟を使用する場合に限る。）</u>に係る「市内」とは、使用者が名張市の住民基本台帳に登録されている者である場合をいい、「市外」とは、これ以外の場合をいう。</u></p> <p>3 <u>胞衣物等に係る「市内」とは、名張市内で開業する医療機関等である場合をいい、「市外」とは、これ以外の場合をいう。</u></p>	<p>別表（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考</p> <p>1 死体に係る「市内」とは、死亡者又は使用者が、<u>名張市の住民基本台帳に登録されている者をいい、「市外」とは、これ以外のものをいう。</u></p> <p>2 <u>身体の一部、<u>小動物及び霊安室</u>に係る「市内」とは、使用者が名張市の住民基本台帳に登録されている者をいい、「市外」とは、これ以外のものをいう。</u></p> <p>3 <u>胞衣物等に係る「市内」とは、名張市内で開業する医療機関等をいい、「市外」とは、<u>これ以外のものをいう。</u></u></p> <p>4 <u>待合室に係る「市内」とは、死亡者又は使用者が、<u>名張市の住民基本台帳に登録されている者をいい、「市外」とは、これ以外のものをいう。</u></u></p>

4 略

5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表備考の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 78 号

名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

名張市国民健康保険税条例（昭和36年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国民健康保険税の課税の特例措置を令和6年度における均等割額及び平等割額の課税についても延長して適用するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

名張市国民健康保険税条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>附 則</p> <p>（令和6年度における国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 <u>令和6年度分</u>の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4条</td> <td style="text-align: center;">26,400円</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5条第3号</td> <td style="text-align: center;">18,150円</td> <td style="text-align: center;">17,325円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8条第3号</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> <td style="text-align: center;">5,850円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>（令和4年度から令和6年度までにおける未就学児に係る被保険者均等割額の減額の特例）</p> <p>16 <u>令和4年度分から令和6年度分</u>までの国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これ</p>				第4条	26,400円	24,600円	略	略	略	第5条第3号	18,150円	17,325円	略	略	略	第8条第3号	6,000円	5,850円	略	略	略	<p>附 則</p> <p>（令和2年度から令和5年度までにおける国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 <u>令和2年度分から令和5年度分</u>までの国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"><u>第3条第1項</u></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>100分の8.96</u></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>100分の8.22</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4条</td> <td style="text-align: center;">26,400円</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5条第3号</td> <td style="text-align: center;">18,150円</td> <td style="text-align: center;">17,325円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第6条</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.64</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.58</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8条第3号</td> <td style="text-align: center;">6,000円</td> <td style="text-align: center;">5,850円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第9条</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.14</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>（令和4年度及び令和5年度における未就学児に係る被保険者均等割額の減額の特例）</p> <p>16 <u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの</p>	<u>第3条第1項</u>	<u>100分の8.96</u>	<u>100分の8.22</u>	第4条	26,400円	24,600円	略	略	略	第5条第3号	18,150円	17,325円	<u>第6条</u>	<u>100分の2.64</u>	<u>100分の2.58</u>	略	略	略	第8条第3号	6,000円	5,850円	<u>第9条</u>	<u>100分の2.3</u>	<u>100分の2.14</u>	略	略	略
第4条	26,400円	24,600円																																															
略	略	略																																															
第5条第3号	18,150円	17,325円																																															
略	略	略																																															
第8条第3号	6,000円	5,850円																																															
略	略	略																																															
<u>第3条第1項</u>	<u>100分の8.96</u>	<u>100分の8.22</u>																																															
第4条	26,400円	24,600円																																															
略	略	略																																															
第5条第3号	18,150円	17,325円																																															
<u>第6条</u>	<u>100分の2.64</u>	<u>100分の2.58</u>																																															
略	略	略																																															
第8条第3号	6,000円	5,850円																																															
<u>第9条</u>	<u>100分の2.3</u>	<u>100分の2.14</u>																																															
略	略	略																																															

らの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(令和6年度における出産被保険者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

- 18 令和6年度の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第25条の3各号列記以外の部分	第25条	附則第15項において読み替えて適用する第25条
第25条の3第2号	第4条	附則第15項において読み替えて適用する第4条

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(令和5年度における出産被保険者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

- 18 令和5年度の国民健康保険税においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第25条の3各号列記以外の部分	第25条	附則第15項において読み替えて適用する第25条
<u>第25条の3第1号</u>	<u>第3条</u>	<u>第3条第1項(附則第15項において読み替えて適用する場合に限る。)</u> 及び <u>同条第2項</u>
第25条の3第2号	第4条	附則第15項において読み替えて適用する第4条
<u>第25条の3第3号</u>	<u>第6条</u>	<u>附則第15項において読み替えて適用する第6条</u>

第25条 の3第 4号	第7条	附則第15項 において読 み替えて適 用する第7 条	第25条 の3第 4号	第7条	附則第15項 において読 み替えて適 用する第7 条
			<u>第25条</u> <u>の3第</u> <u>5号</u>	<u>第9条</u>	<u>附則第15項</u> <u>において読</u> <u>み替えて適</u> <u>用する第9</u> <u>条</u>
略	略	略	略	略	略

附 則

(経過措置)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の名張市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 79 号

名張市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

名張市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

介護保険法施行令の一部改正及び名張市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量等の見直しに伴い、第1号被保険者に係る介護保険料率等を改定するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市介護保険条例の一部を改正する条例

名張市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,056円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,272円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,856円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,280円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,040円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>102,960円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,100円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>101,400円</u></p>

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者
125,136円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者
134,640円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者
150,480円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者
124,800円

ア 略

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者
132,600円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者
144,300円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者
166,320円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者
182,160円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者
190,080円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者
156,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,592円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,432円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,460円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の

2 第1号被保険者のうち、合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の保険料率の算定についての前項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0円を下回る場合には、0円とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,500円とする。

4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,300円とする。

5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,700円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の

資格取得、喪失等があった場合の取扱い)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料の徴収猶予)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者のうちその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる者に対し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第1号被保険者が法第63条に規定する保険給付の制限の対象となる施設に拘禁されたことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

2 略

資格取得、喪失等があった場合の取扱い)

第7条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

(保険料の徴収猶予)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者のうちその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる者に対し、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

<p>(保険料の減免)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、前条第1項第5号に該当する場合であって、これらの期日までに提出することが困難であると認められる場合における提出の期限は、その減免を受けようとする保険料の賦課期日から起算して2年を経過する日とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 80 号

名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国が定める地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例で定めることとされている各種サービスの基準として、重要事項のウェブサイトへの掲載、管理者の兼務範囲、身体的拘束等について関係条例の規定を整備するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
 条例等の一部を改正する条例

(名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
 例の一部改正)

第1条 名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
 る条例(平成24年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改
 正する。

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の同一敷地内に次に掲げるい ずれかの施設等がある場合において、当 該施設等の入所者等の処遇に支障がない 場合は、前項本文の規定にかかわらず、 当該施設等の職員をオペレーターとして充 てることできる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 は、専ら当該随時訪問サービスの提供に 当たる者でなければならない。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従 業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の同一敷地内に次に掲げるい ずれかの施設等がある場合において、当 該施設等の入所者等の処遇に支障がない 場合は、前項本文の規定にかかわらず、 当該施設等の職員をオペレーターとして充 てることできる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法 律(平成18年法律第83号)附則第130条 の2第1項の規定によりなおその効力 を有するものとされた同法第26条の規 定による改正前の介護保険法(以下「平 成18年旧介護保険法」という。)第48 条第1項第3号に規定する指定介護療 養型医療施設(以下「指定介護療養型 医療施設」という。)</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 は、専ら当該随時訪問サービスの提供に 当たる者でなければならない。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該</p>

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制そ

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制そ

他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) 略

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の

他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) 略

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状

状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンター

況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサー

サービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

ビスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2

項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略
(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規

項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略
(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規

程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介

程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第53条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条、第32条の2」とあるのは「第28条、第32条の2」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介

護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規

護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規

定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 略

(8) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介

定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 略

(7) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介

護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供

護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的

(5)・(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 略

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 略

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭	介護職員
---	--	------

略	略	略

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

	和23年法律第 205号) 第7条 第2項第4号に 規定する療養病 床を有する診療 所であるものに 限る。) 又は介 護医療院	
略	略	略

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

除く。)に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) 略

第106条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

第106条 略

話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業

2・3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の

所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 略

対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 略

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共

2・3 略

（記録の整備）

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共

同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項、第32条の2第2項、第34条第1項、第40条の2、第59条の16第2項及び第99条を除く。）中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「認知症対応型共同生活介護」と読み替えるほか、第9条第1項中「指定定

同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項、第32条の2第2項、第34条第1項、第40条の2、第59条の16第2項及び第99条を除く。）中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「認知症対応型共同生活介護」と読み替えるほか、第9条第1項中「指定定期巡回・

期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と、「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められ

随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と、「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「指定小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められ

るときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8～10 略

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る

るときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) 略

8～10 略

取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第147条 略

場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略
(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

2 略
(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第32条の2第2項、第34条第1項、第40条の2及び第59条の16第2項を除く。）中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護」と読み替えるほか、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第32条の2第2項、第34条第1項、第40条の2及び第59条の16第2項を除く。）中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護」と読み替えるほか、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定

密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」と、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設_{の設備}の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診

施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」と、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設_{の設備}の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入

療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該

所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該

指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）～（4） 略

（5） 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

（6） 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等を記録すること。

（7） 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（協力医療機関等）

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすこととしても差し支えない。

（1） 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）～（4） 略

（5） 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

（6） 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

（7） 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（協力病院等）

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定(第9条第1項、第13条第1項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2を除く。)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地

2 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定(第9条第1項、第13条第1項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2を除く。)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通

域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と読み替えるほか、第9条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と、「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福

所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と読み替えるほか、第9条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と、「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項、第13条第1項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2を除く。）中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）」と、「指定地域密着型介護老人福祉施設」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と読み替えるほか、第9条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）」と、「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「指

5 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第9条第1項、第13条第1項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2を除く。）中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）」と、「指定地域密着型介護老人福祉施設」とあるのは「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」と読み替えるほか、第9条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）」と、「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」とあるのは「指定地域密着

定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）事業者」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第190条 指定地域密着型サービスに該当

型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）事業者」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第190条 指定地域密着型サービスに該当

する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

（1）～（3） 略

（4） 略

8～14 略

（管理者）

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合

する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

（1）～（3） 略

（4） 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

（5） 略

8～14 略

（管理者）

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合

は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、

(7)～(11) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、

第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護」と読み替えるほか、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい

第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあり、「地域密着型通所介護」とあり、及び「小規模多機能型居宅介護」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護」と読み替えるほか、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の17第1項中「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をい

う。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

う。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

(名張市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 名張市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知</p>

症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認

知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第24条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略
(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) 略
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第24条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 略
(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(9) 略

い理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

(10)～(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療	介護職員
---	---	------

略	略	略

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

	<u>所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	
略	略	略

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介

護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2・3 略

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 略

2・3 略

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員そ

の他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型

居宅介護支援事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

第63条 略

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略
(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住

(協力医療機関等)

第83条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取

居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 略

り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

2・3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項、第37条の2及び第56条を除く。）中「介護予防認知症対応型通所介護」とあり、及び「介護予防小規模多機能型居宅介護」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護」と読み替えるほか、第11条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。））」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、「指定介護予防認知症対応型通所介護」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と、「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。））」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定（第11条第1項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項、第37条の2及び第56条を除く。）中「介護予防認知症対応型通所介護」とあり、及び「介護予防小規模多機能型居宅介護」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護」と読み替えるほか、第11条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。））」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、「指定介護予防認知症対応型通所介護」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と、「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第5条第1項又は第8条第1項の従業者をいう。以下同じ。））」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるの

とあるのは「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2中「指定介護予防認知症対応型通所介護」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

は「第4章第4節」と、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2中「指定介護予防認知症対応型通所介護」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当職員の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</u></p>	<p>(担当職員の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。</p>
<p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p>	
<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p>
<p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がな</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該</u></p>

い場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護

指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53

予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電

条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロ

子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～7 略

(利用料等の受領)

第13条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者で

ムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～7 略

(利用料等の受領)

第13条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第

ある指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第33条第28号の規定を除く。）遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次のアからオまでに掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ 略

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 略

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次のアからオまでに掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ 略

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 略

(3)～(5) 略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) 略

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次のアからウまでに定めるところにより行うこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項についての主治

(3)～(15) 略

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次のアからウまでに定めるところにより行うこと。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(17)～(27) 略

(28) 指定居宅介護支援事業所である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第105条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(17)～(27) 略

その求めに応じなければならない。

2 略

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第1項第25号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

2 略

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第33条第1項第25号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

(名張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 名張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第4条 略	(基本方針) 第4条 略

2・3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5・6 略

（従業者の員数）

第5条 略

2 前項に規定する員数は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第31項において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数

2・3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5・6 略

（従業者の員数）

第5条 略

2 前項に規定する員数は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること

(管理者)

第6条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当

ができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に

該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に

代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 略

7 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって作成するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 略

6 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第34項までに定めるところによるものとする。

2 略

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

4 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5～16 略

17 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

18 介護支援専門員は、第16項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより

(2) 略

7 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次項から第31項までに定めるところによるものとする。

2 略

3～14 略

15 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、当該利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

16 介護支援専門員は、第14項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより

行わなければならない。

(1) 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

(2) 前号の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(ア) 利用者の心身の状況が安定していること。

(イ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(ウ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(3) 略

19 略

20 第6項から第15項までの規定は、第16項に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

21～32 略

33 指定居宅介護支援事業者は、法第115条

行わなければならない。

(1) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(2) 略

17 略

18 第4項から第13項までの規定は、第14項に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

19～30 略

31 指定居宅介護支援事業者は、法第115条

の23第3項の規定により、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

34 略

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第16条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

32 略

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第29項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

(3)～(5) 略

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第29項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の揭示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型

訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の名張市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の名張市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の名張市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第106条の2（新地域密着型サービス条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス条例第172条第1項（新地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておく

よう努めなければ」とする。

議案第 81 号

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額の引上げ等を行うため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

名張市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p style="text-align: center;">(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上					<p style="text-align: center;">(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">階級</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">勤務年数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">10年未満</th> <th style="text-align: center;">10年以上20年未満</th> <th style="text-align: center;">20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上				
階級		勤務年数																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																				
階級	勤務年数																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																				

団長及び副団長	<u>12,500</u> 円	<u>13,350</u> 円	14,200 円
分団長及び副分団長	<u>10,800</u> 円	<u>11,650</u> 円	<u>12,500</u> 円
部長、班長及び団員	<u>9,100</u> 円	<u>9,950</u> 円	<u>10,800</u> 円

備考 略

団長及び副団長	<u>12,440</u> 円	<u>13,320</u> 円	14,200 円
分団長及び副分団長	<u>10,670</u> 円	<u>11,550</u> 円	<u>12,440</u> 円
部長、班長及び団員	<u>8,900</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>10,670</u> 円

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた名張市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 82 号

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

修学支援に係る制度環境の変化及び利用者数の減少に伴い、所期の役割を終えた貸付奨学金を廃止するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市奨学金条例の一部を改正する条例

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金を<u>支給することにより教育の機会均等を図り、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>奨学金</u> 修学のため支給する資金をいう。</p> <p>(2) <u>奨学生</u> <u>奨学金の支給を受ける者</u>をいう。</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(資格)</p> <p>第3条 <u>奨学金の支給を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金を<u>支給し、又は貸し付けることにより教育の機会均等を図り、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>支給奨学金</u> 修学のため支給する資金をいう。</p> <p>(2) <u>支給奨学生</u> <u>支給奨学金を受ける者</u>をいう。</p> <p>(3) <u>貸付奨学金</u> <u>修学のため貸し付ける資金</u>をいう。</p> <p>(4) <u>貸付奨学生</u> <u>貸付奨学金を受ける者</u>をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>大学等</u> <u>法に基づき設置された大学、短期大学及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）の課程をいう。ただし、大学に設置される専攻科、別科及び大学院は除く。</u></p> <p>(資格)</p> <p>第3条 <u>支給奨学金及び貸付奨学金（以下「奨学資金」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p>

- (1) 略
- (2) 高等学校等に在学する者
- (3)・(4) 略
- (5) 次に掲げる事項に該当する者であること。

ア・イ 略

(奨学金の支給の申請、決定等)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者について選考し、奨学生を決定するものとする。

(支給人数)

第5条 毎年度新たに奨学金を支給する人数は、予算の範囲内で市長が定める人数とする。

(支給期間)

第6条 奨学金の支給の期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する高等学校等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学

- (1) 略
- (2) 高等学校等又は大学等（支給奨学金の場合にあつては、高等学校等）に在学する者
- (3)・(4) 略
- (5) 支給奨学金を受けようとする場合は、次に掲げる事項に該当する者であること。

ア・イ 略

(奨学資金の申請、決定等)

第4条 奨学資金を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者について選考し、支給奨学生及び貸付奨学生（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

(支給及び貸付人数)

第5条 毎年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 支給奨学金 予算の範囲内で市長が定める人数

(2) 貸付奨学金 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数

ア 高等学校等に在学する者 10人以内

イ 大学等に在学する者 10人以内

(支給及び貸付期間)

第6条 高等学校等に在学する者に対する奨学資金の支給等（支給又は貸付けをいう。以下同じ。）の期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する高等学校等の正規の最短修業年限を修了す

校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。

(奨学金の額)

第7条 奨学金の額は、1人年額30,000円とする。

第8条 削除

(支給の停止)

第9条 奨学生が、疾病その他のやむを得ない事情により休学したときは、その休学の間奨学金の支給を停止する。

(支給の取消し)

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を取り消すことができる。

(1) 略

るまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給等の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。

2 大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。

(奨学資金の額等)

第7条 支給奨学金の額は、1人年額30,000円とする。

2 貸付奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校等に在学する者 1人年額180,000円以内

(2) 大学等に在学する者 1人年額360,000円以内

3 貸付奨学金は、無利子で貸し付けるものとする。

(併用の禁止)

第8条 支給奨学金と貸付奨学金は、同時に受けることができない。

(支給等の停止)

第9条 奨学生が、疾病その他のやむを得ない事情により休学したときは、その休学の間奨学資金の支給等を停止する。

(支給等の取消し等)

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の支給等を取り消すことができる。

(1) 略

- (2) 奨学金の支給を辞退したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により、奨学金の支給を受けたとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、奨学金を支給することが適当でないと認められる事由があるとき。
- (奨学金の返還)

第11条

前条各号(第3号を除く。)の規定により支給の取消しを受けたときは、市長が指定する期限及び返還方法により、奨学金を返還しなければならない。

- 2 前条第3号の規定により支給の取消しを受けたときは、既に支給を受けた奨学金の全額を、市長が指定する期限までに返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、奨学生であった者が正当と認める理由なく前条第1項又は第2項の規定による奨学金の返還を納期限までに行わなかったときは、当該納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 略

3 第1項の延滞金の額を計算する場合に

- (2) 奨学資金の支給等を辞退したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により、奨学資金の支給等を受けたとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、奨学資金を支給等することが適当でないと認められる事由があるとき。
- (貸付奨学金の償還等)

第11条 貸付奨学生は、在学する学校を卒業した月の翌月から起算して1年間据え置いた後、10年以内に貸付奨学金を償還しなければならない。

2 前条第1項各号(第3号を除く。)の規定により支給等の取消しを受けたときは、市長が指定する期限及び返還方法により、奨学資金を返還しなければならない。

- 3 前条第1項第3号の規定により支給等の取消しを受けたときは、既に支給等を受けた奨学資金の全額を、直ちに返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、奨学生であった者が正当と認める理由なく前条第1項に規定する貸付奨学金の償還並びに同条第2項及び第3項に規定する奨学資金の返還を納期限までに行わなかったときは、当該納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 略

3 第1項の延滞金の額を計算する場合に

において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 第1項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第13条 削除

において、その計算の基礎となる金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 第1項の延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(償還の免除及び猶予)

第13条 市長は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身の重大な障害により貸付奨学金を償還することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 奨学金貸付期間の終了後、法第1条に規定する学校、法第124条に規定する専修学校又は法第134条に規定する各種学校（市長が認めたものに限る。）に在学するとき。

(2) 災害、疾病又はその他やむを得ない事由により貸付奨学金を償還することが著しく困難であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情があると認められるとき。

附 則

(施行規則)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第4条第2項の規定による決定を受けている者に係る貸付奨学金（以下「旧貸付奨学金」という。）については、延滞金（施行日以後に償還され、又は返還される旧貸付奨学金に係るものに限る。以下同じ。）の計算をする場合における端数処理に係る事項を除き、なお従前の例による。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 改正後の第12条第3項及び第4項の規定は、施行日以後に返還される奨学金（旧貸付奨学金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に返還される奨学金については、なお従前の例による。

議案第 83 号

名張市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

名張市水道給水条例（昭和39年条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政のうち水質又は衛生に係る事務以外のものに関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることから、規定を整理するため所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市水道給水条例の一部を改正する条例

名張市水道給水条例（昭和39年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 名張市水道事業の給水区域は、名張市の次の区域のうち、<u>国土交通大臣</u>の認可を得た市の給水区域とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水区域)</p> <p>第2条 名張市水道事業の給水区域は、名張市の次の区域のうち、<u>厚生労働大臣</u>の認可を得た市の給水区域とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 84 号

名張市立看護専門学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

名張市立看護専門学校設置条例（平成5年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

経済的理由により修学が困難な学生に対し、教育の機会を提供し、及び本市の医療人材の確保を目的として、入学金の減免の規定を整備するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市立看護専門学校設置条例の一部を改正する条例

名張市立看護専門学校設置条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(<u>入学金又は授業料の減免等</u>) 第5条 市長は、特別の事由があると認め た者に対し、 <u>入学金又は授業料を減免し、</u> 又は猶予することができる。	(授業料の減免等) 第5条 市長は、特別の事由があると認め た者に対し、授業料を減免し、又は猶予 することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、令和6年度以後に入学する学生の入学金又は授業料について適用し、令和5年度以前に入学した学生の入学金又は授業料については、なお従前の例による。

議案第 85 号

名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する
条例を廃止する条例の制定について

名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成5年条例第18号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

中山間ふるさと・水と土保全対策基金について、設置の目的に従って、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業に要する経費の財源に充当することにより、その全部を処分することに伴い、廃止しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例

名張市中山間ふるさと・水と土保全対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成
5年条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 86 号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置 について

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村においてごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議により別紙のとおり規約を定め、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を設置することについて、同条第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村は、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、協議により規約を定め、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会とする。

(協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「構成市町村」という。）がこれを設ける。

- (1) 伊賀市
- (2) 名張市
- (3) 笠置町
- (4) 南山城村

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、構成市町村の区域におけるごみ処理の広域化に関する事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、三重県伊賀市治田3547番地13 伊賀市さくらリサイクルセンター内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人以内をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して定めた構成市町村の長をもってこれに充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成市町村の長（会長又は副会長となる構成市町村の長を除く。）をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会が担任する事務（以下「協議会事務」という。）に従事する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

2 構成市町村の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該構成市町村の職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（職員の職務）

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会事務に従事する。

（事務処理のための組織）

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

（会議）

第13条 会議は、協議会事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長又は委員のうち1人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第15条 会議は、副会長及び委員のうち過半数の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

（構成市町村の長の名においてする事務の管理及び執行）

第16条 協議会が協議会事務を各構成市町村の長の名において管理し、及び執行するときは、協議会は、協議会事務に関する伊賀市の条例等（条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。）を各構成市町村の協議会事務に関する条例等とみなして、協議会事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 伊賀市は、協議会事務に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするとき

は、あらかじめ、名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

- 3 伊賀市長は、協議会事務に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

(歳入歳出予算)

第17条 協議会に関する予算は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、会長が伊賀市長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行する。

(経費の支弁の方法)

第18条 協議会に要する費用は、構成市町村がこれを負担する。

- 2 前項の規定により構成市町村が負担すべき額は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 名張市、笠置町及び南山城村は、前2項の規定により負担する負担金を伊賀市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第19条 協議会事務の用に供する財産に関しては、構成市町村の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、第16条の規定により、当該管理に関する伊賀市の条例等を構成市町村の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第21条 協議会が解散した場合においては、構成市町村が協議によりその事務を承継する。

(協議会の規程)

第22条 協議会は、この規約に定めるもののほか、会議を経て協議会事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 87 号

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村において共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、協議により別紙のとおり規約を定め、同法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を共同して設置することについて、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村は、共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定することを目的として、協議により規約を定め、地方自治法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を共同して設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置規約

(共同設置)

第1条 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村が共同で検討を進めるごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、同法第138条の4第3項に規定する市町村長の附属機関として、共同してこの委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の名称)

第2条 委員会の名称は、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会とする。

(委員会の執務場所)

第3条 委員会の執務場所は、三重県伊賀市治田3547番地13 伊賀市さくらリサイクルセンター内とする。

(委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申する。

- (1) 構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的な構想の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、構成市町村におけるごみ処理の広域化に関し構成市町村の長が必要と認めること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第6条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、構成市町村の長が協議して定める候補者について、伊賀市長がこれを選任する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 伊賀市長は、委員に欠員が生じたときは、7日以内にその旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知するとともに、第1項の規定の例により補欠の委員を選任するものとする。
- 4 伊賀市長は、委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、あらかじめ名張市長、笠置町長及び南山城村長と協議しなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、会議は、伊賀市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の事務を補助する職員)

第11条 委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び当該定数の構成市町村間の配分については、構成市町村の長が協議により定める。

(歳入歳出予算)

第12条 委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が当該歳入歳出予算を執行する。

(負担金)

第13条 委員会に要する経費に関する構成市町村の負担金の額は、構成市町村の長の協議により定める。

- 2 名張市、笠置町及び南山城村は、前項の負担金を、伊賀市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定による負担金の納付の時期については、構成市町村の長の協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第14条 前条の規定にかかわらず、構成市町村のうち特定の市町村が専ら当該市町村のために委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町村は、前条第1項に規定する負担金とは別に、これに要する経費を当該市町村の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(委員会の事務の管理及び執行に関する条例等)

第15条 委員会の事務の管理及び執行に関する条例等(条例、規則その他の規程をいう。以下同じ。)については、構成市町村は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例等)

第16条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法（以下「委員の報酬等」という。）は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等の定めるところによる。

2 伊賀市は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ名張市、笠置町及び南山城村と協議しなければならない。

3 伊賀市長は、委員の報酬等に関する伊賀市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、その旨を名張市長、笠置町長及び南山城村長に通知しなければならない。

（補則）

第17条 この規約に定めるもののほか、委員会の担任する事務に関し必要な事項は、構成市町村の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 88 号

地方独立行政法人名張市立病院定款の制定について

地方独立行政法人名張市立病院定款を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方独立行政法人名張市立病院を設立するため、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、定款を定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

地方独立行政法人名張市立病院定款

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 組織（第7条—第11条）

第3章 理事会（第12条—第15条）

第4章 業務（第16条—第18条）

第5章 資本金等（第19条・第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び名張市と連携して、地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、名張市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、名張市百合が丘西1番町178番地とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、名張市が発行する広報紙への掲載、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 組織

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、役員として、副理事長1人を置くことができる。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはそ

の職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は名張市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。
- 7 前2項に定めるもののほか、監事の職務及び権限は、法に定めるとおりとする。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 理事長及び副理事長の内期は4年とし、理事の内期は2年とする。ただし、役員（監事を除く。以下この項において同じ。）が欠けた場合における補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の内期は、任命の日から、同日において理事長である者の内期（補欠の理事長の内期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の内期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

（職員に関する事項）

第11条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、役員（監事を除く。）をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上から要求があつたとき又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改廃（理事会が定める軽易な改廃を除く。）に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第4章 業務

(病院等の名称及び所在地)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称は名張市立病院とし、所在地は名張市百合が丘西1番町178番地とする。

- 2 法人が設置し、運営する看護師養成所の名称は名張市立看護専門学校とし、所在地は名張市百合が丘西5番町32番地とする。

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (4) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。
- (7) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項又は第2項の規定により名張市から法

人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人の成立の日後に名張市から追加の出資があった場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として名張市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定による名張市への納付をした場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

3 法第66条の2第1項又は第2項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、名張市に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(任期の特例)

2 この定款の施行の日以後最初に任命される役員の任期は、第10条第1項本文及び第2項本文の規定にかかわらず、任命の日から、同日から起算して3年（理事及び監事にあっては、1年）を経過する日の属する年度の3月31日までとする。

別表（第19条関係）

1 土地

所在地	面積 (㎡)
名張市百合が丘西1番町178番地	10,139.90
名張市百合が丘西1番町179番地の一部	10,150.00
名張市百合が丘西1番町180番地	756.83
名張市百合が丘西1番町1157番地	376.00
名張市百合が丘西1番町1157番地5	376.00
名張市百合が丘西1番町1157番地6	376.00
名張市百合が丘西5番町30番地	3,605.73
名張市百合が丘西5番町31番地	3,378.31
名張市百合が丘西5番町32番地	2,535.05

名張市瀬古口 1 1 5 7 番地 1	2, 3 5 7. 9 7
---------------------	---------------

2 建物

施設名	所在地	延べ床面積 (㎡)
病院	名張市百合が丘西 1 番町 1 7 8 番地	2 1, 0 3 4. 5 5
医師宿舎	名張市百合が丘西 5 番町 3 0 番地	9 6 5. 6 5
看護師宿舎	名張市百合が丘西 5 番町 3 1 番地	1, 9 2 1. 5 8
看護専門学校	名張市百合が丘西 5 番町 3 2 番地	2, 3 0 5. 0 6

公の施設の指定管理者の指定について
(名張市営住宅等)

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
名張市営住宅等 ・夏見市営住宅 ・徳明市営住宅 ・比奈知市営住宅 ・東田原市営住宅 ・一ノ井市営住宅 ・一ノ井改良住宅 ・中川原市営住宅 ・市営住宅ハイツエイブリッジ ・市営住宅アドラブール ・市営住宅コーポジョイフル ・上記市営住宅に附属する共同施設（集会所、遊園及び駐車場）	名張市鴻之台2番町19番地 伊賀南部不動産事業協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 90 号

市道路線の認定について

名張市道の路線を次のとおり認定する。

認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1500	新田旧県道線	新田字観音廣 937番2地先	新田字前田 2189番地先	新田

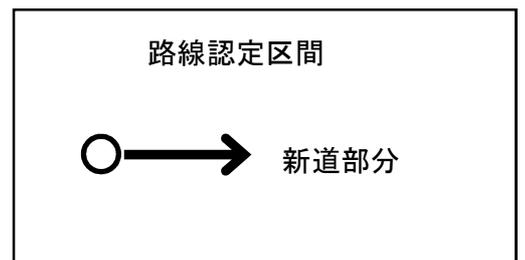
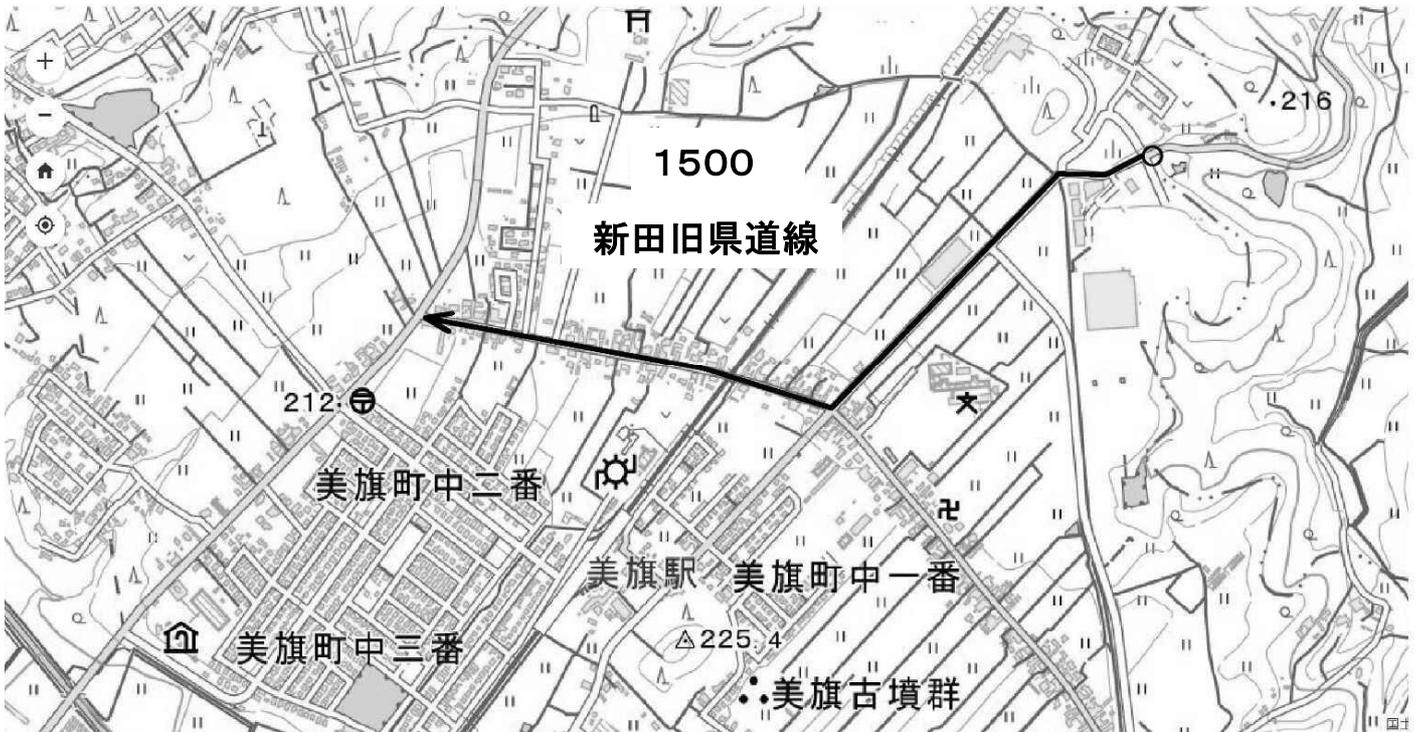
令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

三重県の道路改良事業に伴い、県道の一部を市道として移管を受ける。これが、この議案を提出する理由である。

路線認定図(新田地区)



議案第 91 号

令和5年度名張市一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度名張市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 92 号

令和5年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 93 号

令和5年度東山墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度東山墓園造成事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 94 号

令和5年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

令和5年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 95 号

令和5年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度名張市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 96 号

令和5年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 97 号

令和5年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度名張市国津財産区特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 98 号

令和5年度名張市病院事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度名張市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 99 号

令和5年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度名張市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 100 号

令和5年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度名張市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 2月29日提出

名張市長 北川 裕之